

健全化判断比率等の状況

「健全化比率」について、苅田町の数値が早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定財政健全化を行うこととなります。さらに、財政再生基準を超えると、財政再生計画を策定しなければならず、その計画について国の同意が得られなければ、災害復旧事業等を除き、起債ができない等の制約を受けることとなります。下表のとおり、いずれの指標も早期健全化基準、財政再生基準を下回っています。

「健全化判断比率」

(単位：%)

	苅田町	判断基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率です。	—	13.20	20.00
連結実質赤字比率 ・一般会計等に公営企業会計（上・下水道会計等）を含めた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。	—	18.20	30.00
実質公債費比率 ・一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費（過去の借入に対する返済）の標準財政規模に対する比率です。	9.5	25.0	35.0
将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。	16.4	350.0	/

※ 本町では、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示しています。

一般会計等

一般会計に土地区画整理事業、住宅新築資金等、京都郡公平委員会の特別会計を加えた会計です。

標準財政規模（10,851,912千円）

標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（用途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入）の規模で

「資金不足比率」

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	
苅田臨空産業団地開発事業特別会計	—	

※ 本町では、資金不足額がないため、「—」で表示しています。

資金不足比率

一般会計等の実質赤字に相当する資金不足額の、営業収益等に相当する事業の規模に対する比率です。